（様式１）

受付番号

※記載不要

国土交通省 あて

「中小企業イノベーション創出推進事業」運営支援法人公募申請書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 法人番号（＊） |  |
| 企業・団体名 |  |
| 代表者役職・氏名 |  |
| 所在地 |  |
| 連絡担当窓口 | 氏名（ふりがな） |  |
| 所属（部署名） |  |
| 役職 |  |
| 電話番号  （代表・直通） |  |
| Ｅ－ｍａｉｌ |  |

＊法人番号を付与されている場合には、１３桁の番号記載し、法人番号を付与されていない個人事業者等の場合には、記載不要。

（様式２）

受付番号

※記載不要

「中小企業イノベーション創出推進事業」運営支援法人公募企画提案書

|  |
| --- |
| 応募分野 （ ●● ）  ※複数分野に応募する場合は複数様式作成ください。 |
| １．受託業務実施計画 |
| ＊１ 募集要領の１－３（１）に記載した業務内容の項目（分野毎の特性に応じた業務を含む）ごとに、具体的な実施方法及び内容を記載してください。  ＊２ 本事業の成果を高めるための具体的な提案を記載してください。（\*1と記載の重複があっても構いません。）  【記載例】  ・本事業の効率的、効果的な運営に係る提案  ・期間中の補助事業者（スタートアップ等）への伴走支援に係る提案  ・社会実装に向けたプロモート、サポートに係る提案 等  ＊３ 上記＊１、＊２についての実施スケジュールを記載してください。 |
| ２．実施体制 |
| ＊実施責任者略歴、研究員数等及び実施者の業務内容  ＊委託、外注を予定しているのであればその内容（申請者自身が行う業務内容（企画、立案及び業務管理部分については申請者自身が行う必要がある）、相手先の名称、相手先の選定方法、予定金額等も含む）  ＊実施体制図  ＊業務管理費に対する委託・外注費の合計の割合が５０％を超える場合は、相当な理由がわかる内容（「委託・外注費の額の割合が５０％を超える理由書」（様式３）を提出すること。）  ※グループ企業との取引であることのみを選定理由と  する委託、外注（再委託及びそれ以下の委託を含む）は認めない。  ＊情報取扱者名簿及び情報管理体制図、社内規則等に関する資料等 |
| ３．事業実績 |
| ＊類似事業の実績（事業名、事業概要、実施年度、発注者等（自主事業の場合はその旨）  ＊本事業に関する専門知識・ノウハウ |
| ４．申請者概要 |
| ＊申請者の営む主な事業を記載してください（会社概要（パンフレット）を添付することで代替可）  ＊申請者の財務状況（財務諸表等を添付することで代替可）  ＊特記事項等がある場合には併せて記載してください。 |

|  |
| --- |
| ５．遵守確認事項 |
| 下記の項目に関して宣誓（チェック）してください。   * 応募資格に挙げた要件を満たしていること。 * 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号）に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人である場合については、同法第１２８条又は同法第１ ９９条に基づく貸借対照表等の公告を実施していること。 * 会社法等、遵守すべき法令を遵守していること。 |
| ６．受託業務費総額（千円） |
| Ⅰ 人件費 |
| Ⅱ 事業費  ①旅費  ②会場費  ③謝金  ④備品費  ⑤消耗品費  ⑥印刷製本費  ⑦補助職員人件費  ⑧その他諸経費 |
| Ⅲ 再委託・外注費 |
| Ⅳ 一般管理費 |
| 小計 |
| Ⅳ 消費税及び地方消費税 |
| 総額 千円（※総額は委託予定額の上限内に収めて下さい。） |

【実施体制図の記載例】

実施体制は原則、下記のように整理表で提示していただくとともに履行体制図もあわせて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容がわかる資料であれば様式は問いません。

実施体制（税込み１００万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業者名 | 当社との関係 | 住所 | 契約金額（税込  み） | 業務の範囲 |
| 事業者Ａ | 再委託先 | 東 京 都 ○ ○ 区・・・ | ※算用数字を使  用し、円単位で表記 | ※できる限り詳細に記入のこと |
| 事業者Ｂ未定 | 外注先 | 上記記載例参照 | 上記記載例参照 | 上記記載例参照 |
| 事業者Ｃ | 再々委託先（事  業者Ａの委託先 | 上記記載例参照 | 上記記載例参照 | 上記記載例参照 |
| 事業者Ｄ未定 | 再々委託先（事  業者Ａの委託先 | 上記記載例参照 | 上記記載例参照 | 上記記載例参照 |
| 事業者Ｅ | ・・・委託先（事  業者Ｃの委託先 | 上記記載例参照 | 上記記載例参照 | 上記記載例参照 |

履行体制図

再委託 再々委託先 ・・・委託先

事業者Ｄ（未定）

事業者Ｃ

事業者Ｂ（未定）

事業者Ｅ

事業者Ａ

申請者

（様式３）

受付番号

※記載不要

受託業務費総額に対する再委託費の額の割合が５０％を超える理由書１．件名：中小企業イノベーション創出推進事業に係る運営支援法人（●●分野）

２．本受託業務における主要な業務（企画立案及び業務管理部分を含む）内容

３．再委託先及び契約金額等

※グループ企業（関連当事者）との取引であることのみを選定理由とすることは認められません。

※再委託先及びそれ以下の委託先の契約金額を含めた情報を記載すること。

※比率は、受託業務費総額に対する再委託・外注費の割合（再々委託先及びそれ以下の委託先は記入不要）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 再委託先名 | 精算の有無 | 契約金額（見込み）（円） | 比率 | 再委託先の選定方法又  は理由※ | 業務の内容及び範囲 |
| 【例】未定  [再委託先] | 無 | 10,000,000 | 20.0% | 相見積もり | ・・・・ |
| 【例】○○（株）  [再委託先] | 有 | 20,000,000 | 40.0% | ○○ | コールセンター |
| 【例】△△（株）  [再々委託先] | 無 | 2,000,000 | ＿ | ○○ | ・・・・ |
| 【例】□□（株）  [再々委託先] | 無 | 3,000,000 | ＿ | ○○ | ・・・・ |
|  |  |  |  |  |  |

４．実施体制図

【例】

未定

株式会社〇〇（提案者）

△△株式会社

〇〇株式会社

□□株式会社

５．再委託が必要である理由及び選定理由

|  |
| --- |
|  |

別 表１

受託業務費用の区分

（１）本事業の対象とする経費は、受託業務の遂行に直接必要な経費及び受託業務成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 内容 |
| 業務管理費 | 人件費、旅費、会場費、謝金、備品費（借料及び損料を含む）、消耗品費、印刷製本費、補助職員人件費、その他諸経費（通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等）、光熱水費（電気、水道、ガス）、設備の修繕・保守費、文献購入費、広報費等）、再委託費、外注費、一般管理費 |

（２）直接経費として計上できない経費

・建物等施設に関する経費

・受託業務内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）

・受託業務実施中に発生した事故・災害の処理のための経費

・その他受託業務に関係ない経費

（３）一般管理費の算出

本契約における一般管理費率は、委託先の規程と８％を比較して、いずれか低い方、又は規程がない場合は契約時の直近３ヶ年の損益計算書等により算出された一般管理費率と８％を比較して、いずれか低い方を上限とします。

（４）再委託・外注費にかかる精算処理等

本契約において、再委託・外注費を計上する業務がある場合は、個別協議にて決定致します。

また、グループ企業との取引であることを選定理由とした調達は原則、認められません。経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者等を選定してください。

別表２

中小企業イノベーション創出推進事業に係る補助対象、補助率、補助上限

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象事業 | 革新的な研究開発を行う中小企業（以下、「スタートアップ等」という。）による研究開発を促進し、その成果を国主導の下で円滑に社会実装し、我が国のイノベーション創出を促進するための制度（以下「SBIR制度」という。）において、スタートアップ等が社会実装に繋げるための大規模技術実証事業（フェーズ３事業） | |
| 対象経費の区分 | 直接経費 | スタートアップ等が大規模技術実証事業を行うために必要となる以下の経費  －仮設施設工事費、機械設備費、調査設計費、人件費、材料費等、外注費、委託費、その他諸経費等 |
| 間接経費 | 直接経費の５％以内 |
| 補助率  （注１） | 原則設立１５年以内の革新的な研究開発を行う中小企業（＝「スタートアップ」）（注２）：１／１以内  中小企業：１／２以内  みなし大企業：１／２以内  注１　複数年の交付決定合計額に対する補助率  注２　「中小企業」とは、科学技術・イノベーション活性化法第２条第１４項に規定する中小企業者をいう。また、スタートアップの判断にあたっては、技術の態様に応じ弾力的に運用することとし、J-Startup又はJ-Startup地域版選定スタートアップを含む。 | |
| 限度額 | プロジェクト公募段階で国土交通省と調整の上で決定する。 | |

※対象経費について、プロジェクト公募段階で国土交通省と調整の上で決定する。